なごや見守り情報 第39号 ~くらしの安心情報~

お手持ちの 商品券の利用期間のご確認を





アドバイス

テレビで**商品券**が使えなくなるというニュースを見た。 今**手元にある商品券**も使えなくなるのだろうか。

- ・2010年4月に「資金決済法 (※)」が施行され、**利用終了となる商品券やギフト券が増えています**ので、お手元の商品券等を今一度確認してみましょう。 (※資金決済に関する法律)
- ・金融庁のホームページで、使えなくなる商品券とその連絡先等を確認できます。(http://www.fsa.go.jp/policy/prepaid/)
- ・ホームページを見ることができない場合は、金融庁「金融サービス利用者相談室」(電話:0570-016-811、IP電話・PHSからは03-5251-6811)にお問合わせください。
- ・利用終了となった場合でも60日以上の払戻申出期間が設けられますので、この期間内に申し出るようにしましょう。
- ・払戻申出期間を過ぎてしまっていても、**すぐに廃棄せず**、まず は**発行者に問い合わせ**てみてください。

商品等のご利用はお早めに

○震災復興プレミアム付商品券なども相次いで発行 されています。手元にある商品券やギフト券も含 め、利用期間に注意して早めに使いましょう。

困ったときは、消費生活センターへ 相談しましょう!





名古屋市消費生活センター

名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ11階

平 日 TEL052-222-9671 土·日 TEL052-222-9690

・祝日年末年始を除く

相談受付時間 午前9時から午後4時15分

(土・日は電話相談のみ)

発行 名古屋市 市民経済局 消費流通課 TEL052-972-2437